

○石川県警察職員の呼称に関する訓令

〔 昭 和 3 0 年 6 月 2 2 日 〕
〔 石 川 県 警 察 本 部 訓 令 第 1 8 号 〕

最終改正 令和7年2月28日警察本部訓令第3号

〔石川県警察職員の呼称に関する規程〕を次のように定める。

石川県警察職員の呼称に関する訓令

第1条 この訓令は、石川県警察職員の呼称について定めることを目的とする。

第2条 地方警察職員たる警察官の階級別の呼称は、警察法第62条に規定する階級に、それぞれ「石川県」を冠する。

2 巡査長たる巡査は、巡査長石川県巡査と称する。

第3条 警察官以外の警察職員（会計年度任用職員を除く。）の総称は、警察行政職員とする。ただし、必要に応じ、「石川県」を冠するものとする。

2 警察行政職員の呼称区分は、石川県警察の組織等に関する規則（昭和41年石川県公安委員会規則第4号）及び石川県警察の組織等に関する訓令（昭和41年石川県警察本部訓令第3号）に定める主任以上の職にある者については、その職名を呼称し、係に相当する職にある者については、職務の内容により次のとおり呼称する。

職	職 務 内 容
主 事 少 年 警 察 補 導 員 交 通 巡 視 員 庁 務 員	主 に 事 務 少 年 の 補 導 交 通 の 指 導 取 締 り 庁 務
技 師	主 に 技 術

附 則

この訓令は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則（昭和35年6月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和38年3月18日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和38年3月18日から施行する。

附 則（昭和42年7月1日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年1月1日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則（平成11年2月1日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 3月29日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 7年 2月28日警察本部訓令第 3号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7年 3月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の石川県警察職員の呼称に関する訓令第 3条に規定する警察官以外の警察職員（会計年度任用職員を除く。）の職にある者は、別に辞令を發せられた者を除き、この訓令の施行の日に改正後の石川県警察職員の呼称に関する訓令第 3条に規定する警察行政職員に任命されたものとみなす。